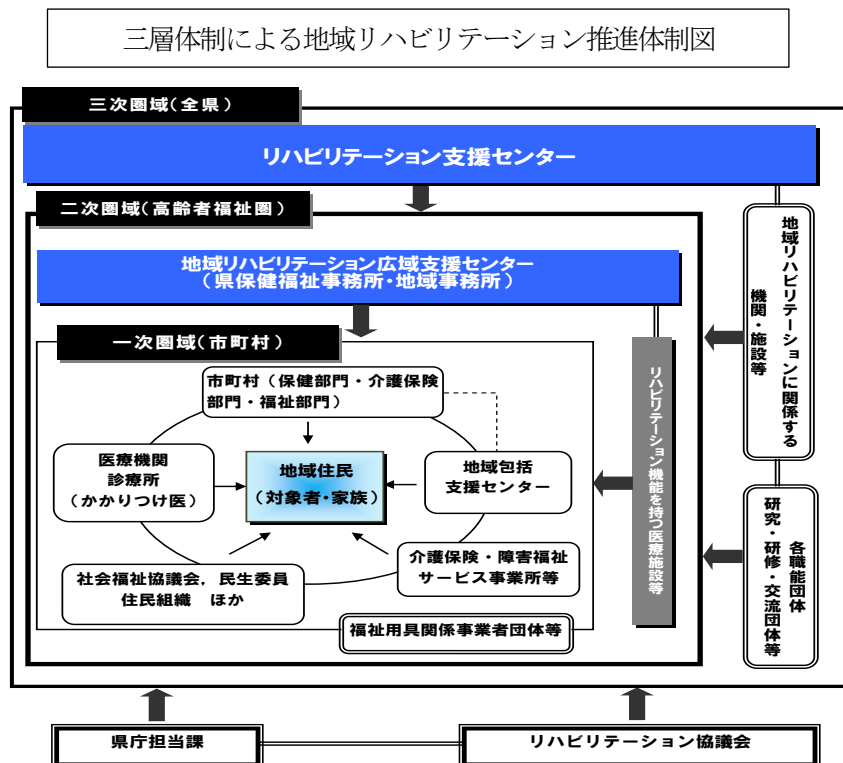


地域リハビリテーション推進強化事業の紹介

1 目的

障害児者及び高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を安心して送れる社会に必要なリハビリテーションサービスが、総合的かつ一貫性を持って提供されるように、一次圏域（市町村域）、二次圏域（障害保健福祉圏域及び高齢者福祉圏域）、三次圏域（全県域）の三層体制による地域リハビリテーション推進の強化を図ることを目的に実施します。



2 リハビリテーション支援センターによる事業

(1) 障害や高齢の方の自立支援に資する人材育成を行います。

◆◆ 取組例 ◆◆	内容
障害児・者支援に関わる方向けの研修会	さまざまな社会活動に障害児・者が参加しやすくなるために必要な支援について啓発・普及する目的で実施。
介護・自立支援機器等の活用に係る研修	介護支援機器・自立支援機器の導入と活用について理解を深める目的で実施

(2) 保健福祉事務所からの依頼により、リハビリテーションに係る専門的な相談に対応します。

◆◆ 取組例 ◆◆	支援内容
グループホーム 40代女性（脳性麻痺）	声によるコミュニケーションが難しい方に、残存機能で操作可能な機器（スイッチ等）を検討し、機器を利用したコミュニケーションを可能にした。

(3) リハビリテーションに係る調査やプログラム作成を通じて、サービス資源の見える化、サービスの質の向上に役立てます。
当センターHPに掲載しています

◆◆ 取組例 ◆◆	内容
調査研究	・障害福祉領域におけるリハビリテーション専門職の活動に関する調査 ・指定障害者支援施設における高齢化・重度化に関する実態調査 等
プログラム	・コミュニケーション支援サポートブック基礎編 ・障害のある方のくるまの運転総合ガイドブック3 等

3 保健福祉事務所・地域事務所による事業

- (1) 切れ目のないリハビリテーションサービスの提供体制及びネットワークの構築を目指し、圏域の課題解決に取り組みます。

◆◆ 取組例 ◆◆	実施内容
障害児・者支援事業所・施設等への支援	障害児・者の支援関係者に対し、療育・保育・教育実践現場での支援技術の向上を図ることを目的に研修会等を実施
地域リハ連携促進事業	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域のリハビリテーション資源が効果的に活用されるよう多職種連携体制の構築を図ることを目的に実施

- (2) 市町村等が実施する保健・福祉に関する事業に対して、保健福祉事務所・地域事務所・リハビリテーション支援センターのリハビリテーション専門職等を派遣し、支援します。

※別紙1参照

◆◆ 取組例 ◆◆	実施内容
高齢者関係の事業	介護予防日常生活支援総合事業に係る事業の支援 地域包括支援センター主催事業への協力
障害児・者関係の事業	自立支援協議会部会への参加 心身障害児通園施設連絡協議会への協力 障害児等療育支援事業・療育研修会への協力

- (3) 所内相談・訪問相談等によりリハビリテーションに係る個別的な相談に対応します。

※別紙2参照

- (4) ALS患者等の進行性の難病患者は、病気の進行に伴いコミュニケーションに支障を来すことが多いことから、意思伝達装置等の導入など、個々の状態に適した意思疎通を図るための支援を行います。

◆地域リハビリテーション推進強化事業 担当窓口

保健福祉事務所・地域事務所で開催している、市町村等事業支援やリハビリテーション相談事業の詳細については、地域リハビリテーション推進強化事業担当窓口にお問い合わせ下さい。

地域名(圏域)	事務所	TEL
仙南	仙南保健福祉事務所(成人・高齢班)	(0224)53-3120
塩釜・岩沼・黒川	仙台保健福祉事務所(健康づくり支援班)	(022)363-5503
大崎	北部保健福祉事務所(健康づくり支援班)	(0229)87-8010
栗原	北部保健福祉事務所栗原地域事務所(成人・高齢班)	(0228)22-2116
登米	東部保健福祉事務所登米地域事務所(成人・高齢班)	(0220)22-6117
石巻	東部保健福祉事務所(健康づくり支援班)	(0225)94-6124
気仙沼	気仙沼保健福祉事務所(成人・高齢班)	(0226)22-6614
	リハビリテーション支援センター (リハビリテーション支援班)	(022)784-3588

宮城県の各保健福祉事務所では、市町村保健福祉担当課及び施設・事業所からの依頼により、市町村及び施設・事業所が実施する保健・福祉に関する事業に対して、専門職を派遣し、リハビリテーションの視点に基づいた専門的な支援を行います。

●対象事業

市町村が行う介護予防事業、健康教育、地域ケア会議、母子保健事業等や、施設・事業所が行う職員研修や事例検討会等

●支援内容

市町村の保健福祉事業における事業企画、事業評価に対する助言や、施設・事業所が行う勉強会、事例検討会における講師派遣等により、事業従事者を支援します。



～こんな時にご相談下さい～



- ① 介護予防事業（例 地域包括ケアにおける地域リハ活動支援事業）の協力
例：事業企画の助言、事業担当者としハ専門職との調整などについて支援します。
- ② 地域ケア会議の協力
例：障害を持つ方等が、地域においてその人らしい生活を営むためのコーディネートや具体的な取り組みについて助言します。
- ③ 障害児等に対する母子保健事業への協力
例：乳幼児健診後の発達支援事業等において、発達を促す関わり方等について助言します。
- ④ 研修会等の講師派遣
例：市町村事業や事業所内の勉強会に講師を派遣します。
研修会テーマは、リハビリテーションや療育に関する総論から、生活場面における具体的な支援内容に関することが中心となります。
- ⑤ 事例検討会への参加
例：事例検討会に参加し、当事者の自立生活に必要な具体的な取組等について助言します。
- ⑥ 個別支援計画作成に関する支援
例：個別支援計画と日常業務が、一貫性を持って提供されるための支援を行います。
- ⑦ 日中活動（余暇、就労等）に関する支援
例：余暇支援の拡充や就労における作業活動分析など、日中活動の充実に向けた支援を行います。

宮城県の各保健福祉事務所では、市町村保健福祉担当部署を通じて、障害福祉 介護サービスの施設・事業所からの依頼により、県リハビリテーション支援センター等と連携し、専門職の派遣等リハビリテーションに関する個別相談を実施します。

●事業の対象者

各圏域に在住、または施設利用中の障害児・障害者（成人から高齢者まで）

●支援内容

対象者の障害状況の把握、課題の整理、支援手段の提示、今後に向けての支援プログラムの提案や連携機関の紹介など、その人らしい生活に向けてのコーディネートや助言を行います。



～こんな時にご相談下さい～



① 病気や障害に関すること

例：脳卒中片麻痺・脊髄損傷・脳性麻痺・発達障害など、日常生活でどのような配慮や支援が必要なのかを一緒に考えます。

② 身の回りの日常生活活動の支援方法・介助方法（育児上の支援も含む）

例：食事、トイレ、お風呂などが、少しでも自分でできるように、また、介助者の負担が軽減するような方法を提案します。

③ 機能面・生活面（発達面）の評価に関すること

例：運動機能や認知面などの状態を客観的に把握することをお手伝いします。

④ 活動や参加の支援

例：趣味や楽しみの開発・買い物など外出や旅行の実現に向けた情報提供などを行います。

⑤ コミュニケーションに関する支援

例：失語症や構音障害、難病等により意思の疎通が難しくなった方に対し、コミュニケーション方法を一緒に考えます。

⑥ 遊びや学習の支援

例：乳幼児の運動・認知・心理面の発達を促す遊びや関わり方、学童期の学習などの生活課題について一緒に考えます。

⑦ 福祉用具の選定・適合

例：杖や車椅子・座位保持装置などの福祉用具が、自立生活を支える有効な手段となるよう、その使用状況や必要性も含め、本人に適した用具について検討します。

⑧ 生活環境の工夫（住宅改修等）

例：手すりの設置、段差解消など住環境等の環境調整に関して一緒に考えます。

知って
おきたい!

高次脳機能障害に 関する相談窓口

医療機関の窓口

東北医科薬科大学病院
高次脳機能障害支援センター

仙台市宮城野区福室1-12-1
TEL (022) 259-1221 (代表)

○高次脳機能障害の相談や評価・診断・訓練を行い、社会復帰までの道のりを様々な形でお手伝いさせていただきます。とりわけ、評価診断を含めた医学的リハビリテーションに力を入れています。医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ソーシャルワーカーなどの専門職がチームを組んで行います。

○他の病院や地域の保健福祉事務所、市町村窓口との連携はもちろんのこと、就労に関連した支援には、障害者職業センターや就労支援施設等と連携します。また、復学に向けて、学校など教育現場との情報交換も行います。

行政機関の窓口

お住まいの市町村の障害福祉相談窓口へご相談下さい。

宮城県では高次脳機能障害者を支援するための事業を実施しており、各種相談・問い合わせに対応しております。高次脳機能障害に関する詳しいことを知りたい場合は、下記のセンターに気軽にご相談下さい。

宮城県リハビリテーション支援センター
リハビリテーション支援班

宮城県リハビリテーション支援センター

検索

名取市美田園2-1-4
TEL (022) 784-3588
E-mail:rehabilis@pref.miyagi.lg.jp

お近くの保健福祉事務所でも高次脳機能障害に関する様々な相談をお受けしています。

仙南保健福祉事務所	母子・障害班	(0224) 53-3132
仙台保健福祉事務所(塩釜)	母子・障害第二班	(022) 365-3153
仙台保健福祉事務所岩沼支所	地域保健班	(0223) 22-2189
仙台保健福祉事務所黒川支所	地域保健班	(022) 358-1111
北部保健福祉事務所(大崎)	母子・障害第二班	(0229) 87-8011
北部保健福祉事務所栗原地域事務所	母子・障害班	(0228) 22-2118
東部保健福祉事務所(石巻)	母子・障害班	(0225) 95-1431
東部保健福祉事務所登米地域事務所	母子・障害班	(0220) 22-6118
気仙沼保健福祉事務所	母子・障害班	(0226) 21-1356

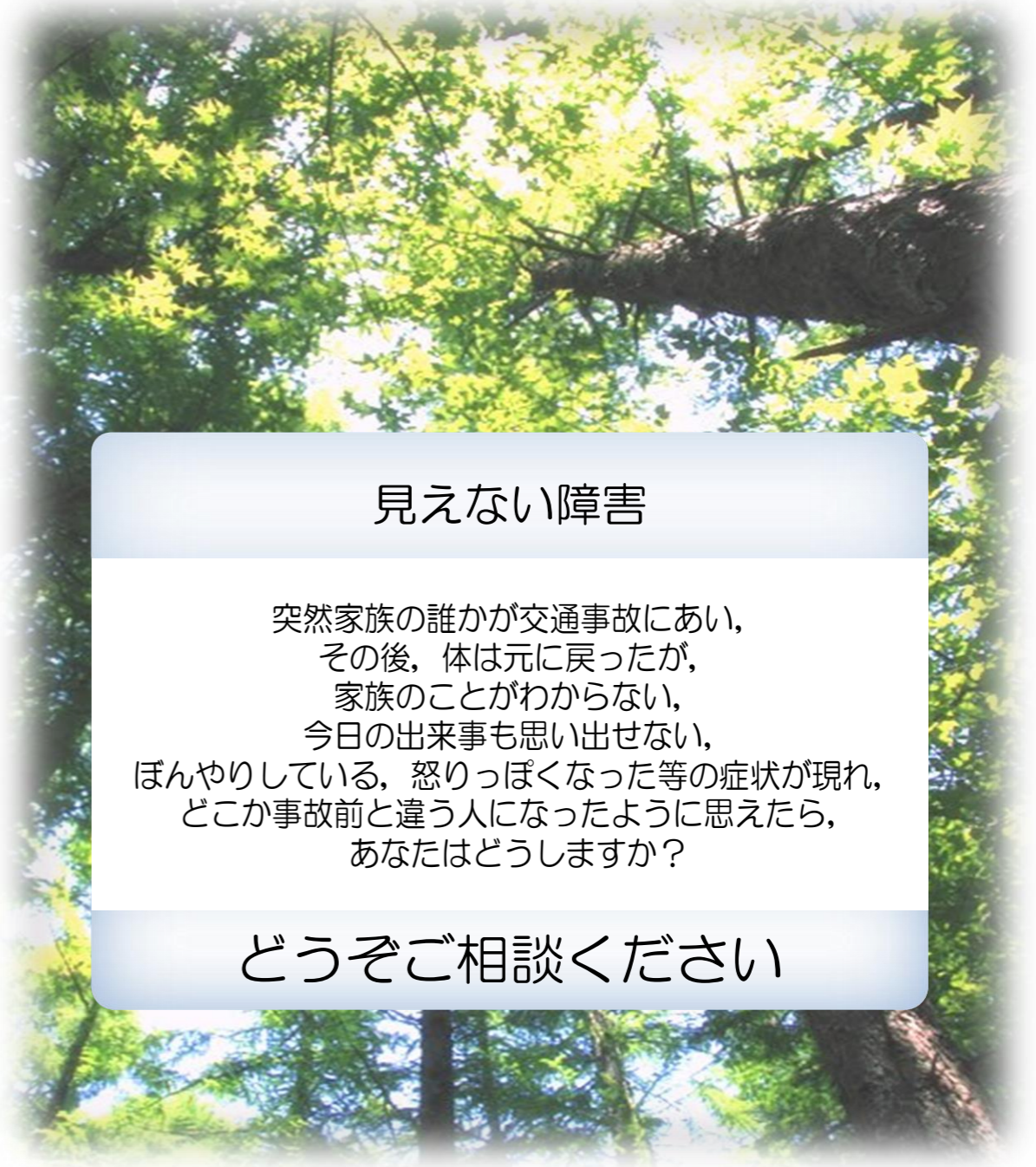
◆仙台市にお住まいの方は、下記のセンターでも相談をお受けしています。

仙台市障害者総合支援センター

仙台市泉区泉中央2-24-1
TEL (022) 771-6511

発行者 宮城県リハビリテーション支援センター (平成29年4月現在)

高次脳機能障害 を知ろう



見えない障害

突然家族の誰かが交通事故にあい、
その後、体は元に戻ったが、
家族のことがわからない、
今日の出来事も思い出せない、
ぼんやりしている、怒りっぽくなった等の症状が現れ、
どこか事故前と違う人になったように思えたら、
あなたはどうしますか？

どうぞご相談ください

 宮 城 県

高次脳機能障害の主な症状とその対応

高次脳機能障害とは、病気や事故の後遺症としてみられる障害です。生活の中でそれまでできていたことができなくなって、生活しづらくなります。一見してわかりにくく、見えない障害とも言われています。

主な原因	脳血管障害	脳出血・くも膜下出血・脳梗塞(脳塞栓, 脳血栓)
	脳外傷(頭部外傷)	交通事故・転落・転倒などによる硬膜外血腫・脳内出血・脳挫傷・びまん性軸索損傷
	その他	脳炎・低酸素脳症・脳腫瘍・正常圧水頭症・アルコール中毒

記憶障害

物事が覚えにくく、思い出しにくいなどの症状がみられます。

症状

- 約束や予定を忘れる
- 何を食べたか思い出せない
- 薬を飲むのを忘れる
- 話した内容を忘れる、同じことを繰り返し質問する
- 電話をかけたこと、かかってきたことを忘れる

対応例

- 予定や約束事はメモをしたり、貼り紙をする
- 日常生活をなるべく決まった日課に沿って送る
- 物をしまう時には決まった場所や種類ごとに入れる
- 記憶を助けるものとしてメモや手帳、カレンダーや日記等を利用する

注意障害

集中できないことで、物事がはかどりにくくなるなどの症状がみられます。

症状

- 一つのことを続けられない
- 作業の途中で他の作業に切り替えることができない
- 目の前にある物に気づかない
- 二つのことを同時に行くと混乱する(例 電話しながらメモをとる)

対応例

- 声かけは一つずつ
- 集中できる環境作り
- こまめに休憩を入れる
- 目や耳で気づきやすいように工夫する(例 付箋やアラーム付タイマーなど)
- 声を出して確認する

遂行機能障害

目的にかなった計画(段取り)や行動ができにくくなる症状がみられます。

症状

- 行動の一つ一つに指示を必要とする
- 優先順位がつけられない
- 自分勝手に行動してしまう
- 自分で計画を立ててものごとを実行することができない

対応例

- 集中できる環境を整える(例 テレビを消すなど)
- 声かけやヒントを示す(例 絵や図、文字など)
- 作業時間や作業工程を区切る(例 タイマー、休憩など)

社会的行動障害

状況に適した行動が取れない、感情のコントロールがうまくできないなどの症状がみられます。

症状

- 何もしない、意欲がわかない、気持ちが沈みがちになる
- 突然興奮したり怒り出す
- 不安になる
- 我慢できない
- 他人とうまく交流できない

対応例

- 落ち着く環境を整える
- 注意を他のものに向ける
- 時間を決めて行動する
- あらかじめ予定を伝える
- 統一した対応をする

気になる症状があれば、御相談ください。

高次脳機能障害の診断基準について

- I 主要症状等 1. 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。
2. 現在、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害である。
- II 検査所見 MRI, CT, 脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。
- III 除外項目 1. 脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認定可能である症状を有するが、上記主要症状(I-2)を欠く者は除外する。
2. 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。
3. 先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とする者は除外する。
- IV 診断 1. I~IIIをすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する。
2. 高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後において行う。
3. 神経心理学検査の所見を参考にすることができる。

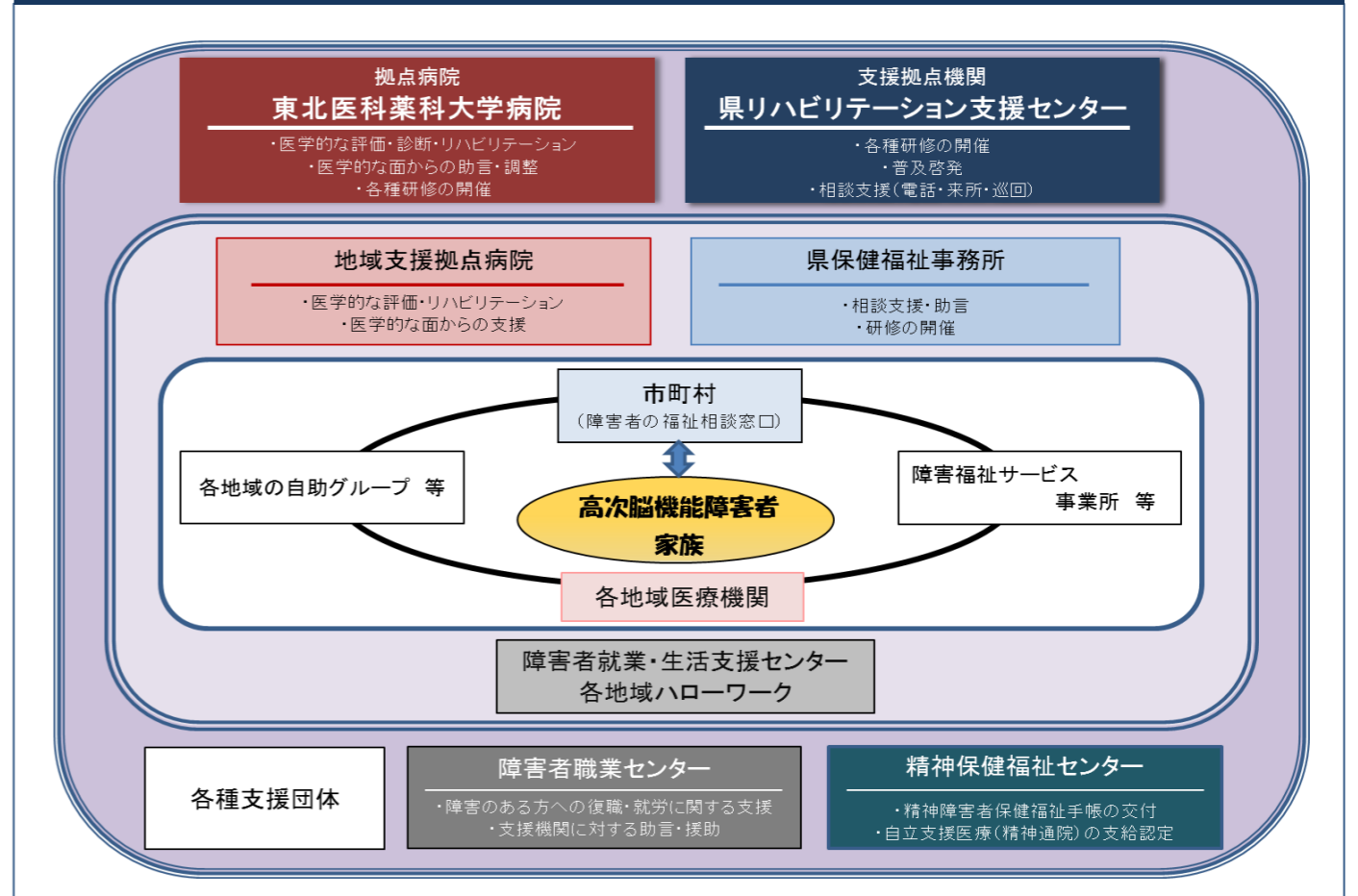
なお、診断基準のIとIIIを満たす一方で、IIの検査所見で脳の器質的病変の存在を明らかにできない症例については、慎重な評価により高次脳機能障害者として診断されることがあり得る。

(高次脳機能障害者支援の手引き(改訂第2版)より引用)

福祉制度の利用について

- 高次脳機能障害は、精神障害者保健福祉手帳の申請が可能です。
- 障害者総合支援法における障害福祉サービスの対象です。
高次脳機能障害者は、精神障害者保健福祉手帳をもっていない場合でも、自立支援医療受給者証(精神通院医療)や医師の診断書があれば、障害福祉サービスの支給申請が可能です。
- 脳血管疾患(特定疾患)を原因とする40歳以上の高次脳機能障害者は、介護保険制度の申請ができます。
- 条件を満たしていれば、高次脳機能障害は障害年金の受給対象になります。

宮城県の高次脳機能障害者支援体制図



158

176

サービスの質の向上に向けて

宮 城 県
福祉サービス第三者評価の
ご 案 内

宮城県福祉サービス第三者評価
シンボルマーク



宮城県保健福祉部社会福祉課
(令和2年6月版)

1 福祉サービス第三者評価とはどんなもの？

●福祉サービス第三者評価とは？

福祉サービス第三者評価とは、福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

●福祉サービス第三者評価の目的は？

① サービスの質の向上

福祉サービスの具体的な改善点を把握することで、サービスの質の向上を図ります。

② 利用者への情報提供

評価結果を公表することで、利用者が福祉サービスを選択するための情報となります。

2 福祉サービス第三者評価はなぜ必要？

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法第 78 条第 1 項に定められた事業者の責務（努力義務）を果たすための一つの方法として制度化されたものです。受審（評価を受けること）と評価結果の公表は任意ですが、利用者本位の福祉の実現のため、また福祉サービスの質の向上のため、多くの事業者が第三者評価に取り組むことが推奨されています。

なお、社会的養護施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設）は、平成 24 年度から、3 年に 1 回以上の受審と評価結果の公表が義務づけられています。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第 78 条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 福祉サービス第三者評価では、何を評価するの？

福祉サービス第三者評価は、宮城県が国のガイドラインを踏まえて策定した、「評価基準」及び「評価の判断基準・評価の着眼点・評価基準の考え方と評価の留意点」に沿って行われます。

評価基準は、各サービス共通の「共通評価」と、サービス種別ごとの「内容評価」で構成されています。宮城県では、「保育所版」「障害者・児福祉サービス版」「高齢者福祉サービス版（特別養護老人ホーム版／養護老人ホーム・軽費老人ホーム版／通所介護版／訪問介護版）」を定めています。

(1) 共通評価（45項目）

共通評価では、組織運営や人材育成、改善への取組などのマネジメントや、利用者を尊重するサービス提供体制の整備状況等について評価します。

Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針
	2 経営状況の把握
	3 事業計画の策定
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組
Ⅱ 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ
	2 福祉人材の確保・育成
	3 運営の透明性の確保
	4 地域との交流、地域貢献
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス
	2 福祉サービスの質の確保

(2) 内容評価（20項目程度）

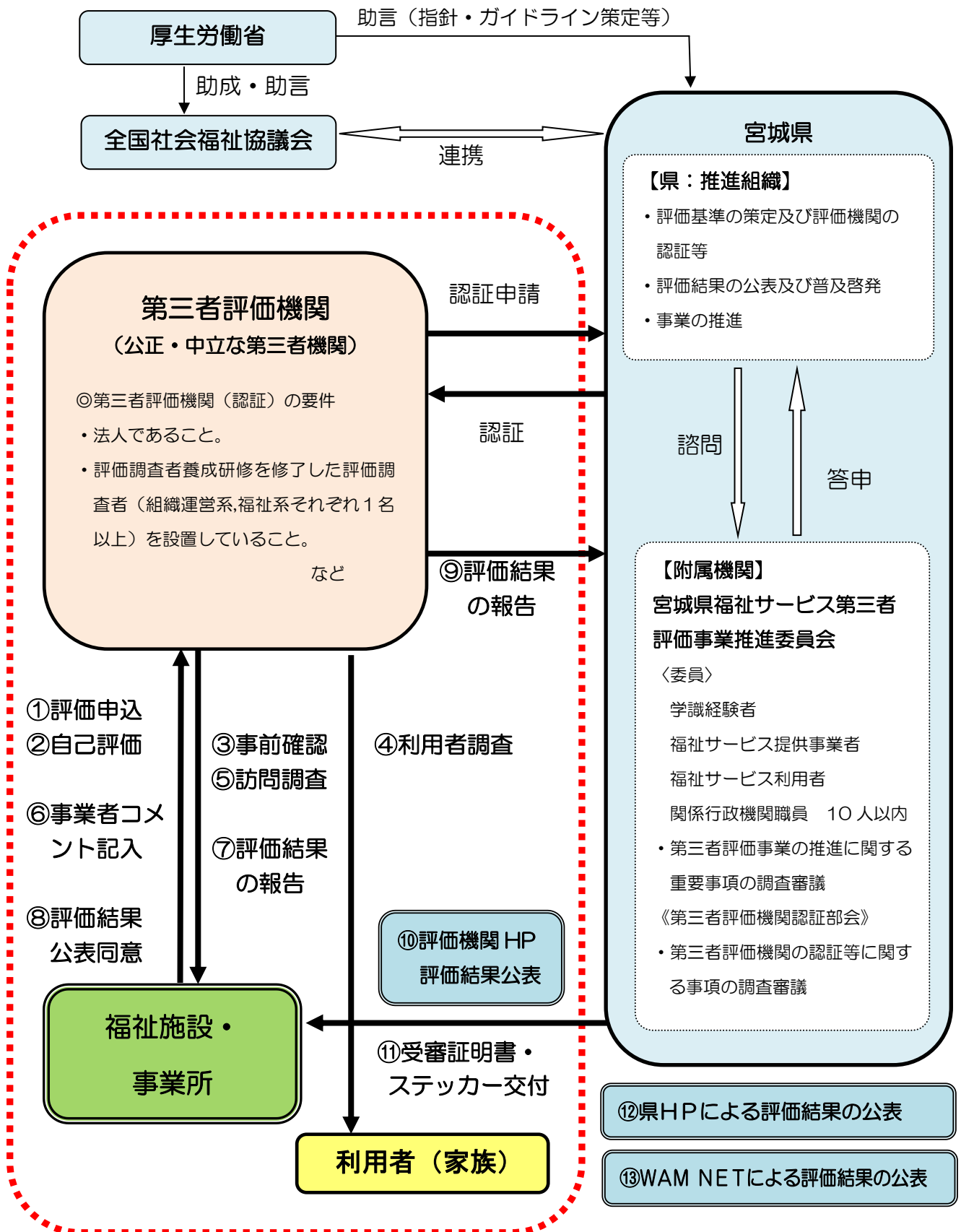
内容評価では、サービスの種別ごとに、福祉施設・事業所の特性や専門性を踏まえたサービス・支援内容を評価します。具体的なサービスの場面について評価する内容となっています。

（評価基準の一例）

- 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備【保育所】
- 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組、利用者の意思を尊重する支援としての相談等の実施【障害者・児福祉サービス】
- 認知症の状態に配慮したケア【高齢者福祉サービス】

※第三者評価の受審が義務づけられている社会的養護施設については、全国共通の認証を全国社会福祉協議会から受けた第三者評価機関が、全国共通の評価基準に基づき評価を行います。詳しくは、全国社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

4 福祉サービス第三者評価の流れは？



5 第三者評価機関には、どんなところがあるの？

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	
所在地	仙台市青葉区上杉一丁目2番3号
電話番号	022-290-1210
ウェブサイト	http://www.miyagi-sfk.net/
評価対象	保育所，社会的養護施設

株式会社 福祉工房	
所在地	仙台市青葉区国見一丁目19番6号-201
電話番号	022-727-8820
ウェブサイト	http://www.f-kobo.co.jp
評価対象	保育所，社会的養護施設，障害者・児福祉サービス，高齢者福祉サービス

特定非営利活動法人 介護の社会化を進める一万人市民委員会宮城県民の会	
所在地	仙台市宮城野区榴岡四丁目2番8号
電話番号	022-293-8158
ウェブサイト	http://www.ichimannin.com/
評価対象	保育所，社会的養護施設，障害者・児福祉サービス，高齢者福祉サービス

特定非営利活動法人 介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ	
所在地	仙台市青葉区柏木一丁目2番45号
電話番号	022-276-5202
ウェブサイト	https://www.kaigonet-miyagi.jp
評価対象	保育所，社会的養護施設，障害者・児福祉サービス，高齢者福祉サービス（訪問介護事業除く）

特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー	
所在地	東京都品川区西五反田一丁目26番2号-714
電話番号	03-3494-9033
ウェブサイト	http://www.meiai.org/
評価対象	保育所，社会的養護施設，障害者・児福祉サービス，高齢者福祉サービス

- ※ 社会的養護施設：児童養護施設，乳児院，児童心理治療施設，児童自立支援施設，母子生活支援施設
- ※ 高齢者福祉サービス：特別養護老人ホーム，養護老人ホーム，軽費老人ホーム，通所介護，訪問介護
- ※ 評価機関ごとに，サービスの種別や利用定員に応じて評価料金を設定しています。詳しくは，各評価機関にお問合せください。

（参考：県内受審件数）

平成21年度 8件，平成22年度 1件，平成23年度 7件，平成24年度 3件，
平成25年度 13件，平成26年度 23件，平成27年度 18件，平成28年度 20件，
平成29年度 27件，平成30年度 13件，令和元年度 16件

6 福祉サービス第三者評価の受審の効果は？

【組織内の効果】

- 福祉サービスの質に関わる改善点や成果が明らかになります。
- 改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けて具体的な目標設定が可能となります。
- 第三者評価を受ける過程を通じて、職員の自覚や改善意欲の醸成、課題の共有が促進されます。

【対外的な効果】

- 福祉サービスの質の向上・改善に取り組んでいることを利用者や家族、地域に発信でき、信頼の獲得と向上が図られます。
- 評価結果を広く社会に発信することで、事業運営の透明性が図られ、福祉施設・事業所の理念・基本方針やサービス・支援の内容、特徴をアピールすることができます。

～ 受審された事業所の方々の声をご紹介します ～

- 第三者の視点で細かく評価してもらうことで、事業所として不足しているところや改善点等について明らかにすることができた。
- 日頃の自分の仕事だけでなく、施設全体や取り巻く環境（地域社会）まで視野が広がるため、職員の意識向上に貢献した。
- 評価機関の担当者より色々とお話を聞かせていただき、施設運営の参考にしていきたいと思った。
- 自信を持って施設の特徴・強みをアピールできることを認識した。



宮城県保健福祉部社会福祉課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1

電話：022-211-2516

F A X：022-211-2594

E-mail：syahukd@pref.miyagi.lg.jp

※福祉サービス第三者評価の詳細は、県ホームページに掲載しています。

「宮城県 福祉サービス第三者評価」で検索してください。